

書評01

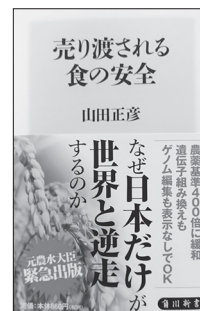
山田 正彦 著

『売り渡される食の安全』

角川書店 / 2019 年 8 月刊 / 240 ページ / 860 円 + 税
ISBN 978-4-040-82298-3

評者：藤原 厚作

京都大学大学院農学研究科博士後期課程



人は食べなければ生きていけない。現時点において、生存に必要な食物を人の力のみで生み出すことは不可能であり、直接的・間接的に植物の力が必要となる。したがって、人の生存を支える根源は「種子」だといっても過言ではないだろう。本書では、主要農作物種子法（以下、「種子法」とする）の廃止を中心に、遺伝子組み換え技術・ゲノム編集技術の推進、残留農薬基準の緩和などによって食の安全がおびやかされている状況に対して批判が展開され、世界の動きが紹介されるとともに日本における対応策が提言されている。牧場経営者・弁護士・国会議員という経歴を持ち、2010年には農林水産大臣も務めた筆者による痛烈な批判の数々は鬼気迫るものがある。以下では、本書の内容を概観する。

種子法とは、「主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的」(第一条)とした法律であり、1952年に制定された。種子法に基づいて、国が予算を手当し、都道府県が主要農作物（米・麦・大豆）の原原種・原種を栽培・生産するといった取り組みが行われてきた。新品種の育成には、長い時間と莫大な費用が必要となるため、種子法によって新品種の育成が後押しされるとともに、優良な種子の安定的な供給が行われてきたといえる。しかし、政府は、種子生産者の技術水準の向上によって種子の品質が安定していることや、多様なニー

ズに対応するために民間企業の参入を促進する必要があるといった理由によって、2018年4月に種子法を廃止した。筆者は、種子法の廃止や農業競争力強化支援法によって、日本においても多国籍アグリ企業の参入が進展し、農家が隷属させられるのではないかと、という強い懸念を表明している。

本書で特に強調されているのは、モンサントをはじめとする多国籍アグリ企業への批判である。開発した作物の権利を侵害したとして、モンサントが農家に巨額の損害賠償請求を行うなど、種子の「公共性」がもぎ取られ、大企業の所有物になりつつある」(74頁)ことが批判されている。また、批判を込めて「モンサント法案」という通称で呼ばれている一連の法案についても言及されている。これは、新品種の育成者をもつ権限を拡大するUPOV条約という国際条約に依拠したものである。ラテンアメリカ諸国では市民の猛反対によって廃案が相次いだモンサント法案であるが、アフリカやアジア諸国に広がる懸念が指摘されている。そして、日本における種子法廃止法や農業競争力強化支援法は日本版のモンサント法案であるかのようにみえたと述べられている。さらに、自家採種の原則禁止に向かっているのではないかと懸念も示されている。日本では、種子法とは目的が異なる「種苗法」という法律によって、品種育成者の知的財産権が保護されている。現在、農家が自家採種を行っても基本的には法に触れる

ことはないが、農林水産省令によって自家採種を禁止とする品種を指定できることや、種苗法の改訂が企図されていることが問題視されている。筆者は、「新規の育種登録を次々にした巨大アグリ企業が、野菜農家などに育種権の侵害として数億円の賠償金を求めることを、私は非常に恐れている」(95頁)と述べている。

モンサントは、除草剤であるラウンドアップ(有効成分グリホサート)に耐性を持つ遺伝子組み換え作物を育成し、除草剤と遺伝子組み換え作物のセット販売をすることによって急成長を果たしてきた。また、1990年代の半ばから、国内外の種苗会社を次々に買収し、世界の種苗市場を牛耳る存在となった。非常に強い影響力を持つようになったモンサントであるが、カリフォルニア州の男性が、ガンを発症した原因はラウンドアップにあるとして訴訟を起こし、2018年にはモンサントに対して巨額の賠償命令が下された。その後、同様の訴訟が拡大するなど、多国籍アグリ企業は「四面楚歌」の状態になっている。そういった状況のなかで、世界では有機栽培が拡大しており、本書においては、アメリカ・EU・ロシア・中国・韓国といった国における有機栽培の展開状況が紹介されている。一方で、世界の流れに対して日本は「逆走」していることが指摘されており、グリホサートやネオニコチノイド系農薬といった農薬の残留基準の緩和や遺伝子組み換え食品の表示制度に対して批判がなされている。また、本書では、遺伝子組み換え作物の安全性に懸念が示されるとともに、「オールジャパン」でゲノム編集技術の安全性が力説されていることに対しても疑問が呈されている。

食の安全を取り巻く現在の状況を痛烈に批判した上で筆者は、「日本の食は地方から守る」ことを提言している。2018年3月に新潟県で「新潟県主要農作物種子条例」が制定されたことを嚆矢として、2019年度中に少なくとも20の道県で種子条例が制定される見通しとなってい

る。また、種苗法の改訂に対しても、地方公共団体における条例の制定で対抗していくことが主張されている。筆者は、「私たちには権利がある。それぞれの地域から自分たちの生活を自分たちの手で守ることができる。政府が世界とは正反対の方向に加速していても、地方から変えることができる」(232頁)と述べている。

以上、本書の内容を概観したが、紙幅の制限もあり、本書で示された多様な論点や、専門用語についての説明を省略せざるを得なかった部分も多い。より理解を深めるためには本書に併せて関連書籍などもご参照いただきたい。上述のとおり、諸外国では有機栽培といった食の安全を志向した取り組みが広く展開されているにも関わらず、日本はその流れに逆行しているという本書の指摘は、危機感を大いにもたらすものである。しかし、農業や食を取り巻く状況に対する本書の分析はやや一面的であると言わざるを得ない。本書では、種苗法において「自家採種が原則禁止」となることへの懸念が強調されている。一方で、新品種の育成者権を保護する必要性や、在来品種の自家採種などには影響がないといった見解を主張する論者も存在する。種子の捉え方や農業のあり方を議論する際には、多様な立場が存在することを忘れてはならないだろう。農業競争力の強化一辺倒になり、拙速に様々な改革がなされているようにみえる今こそ、多様な意見を踏まえて、「何を変えるべきか」、「何を変えないでおくべきか」ということを冷静に議論していく必要がある。

冒頭で述べたとおり、人は食べなければ生きていけない。そのため、食の安全をめぐる議論においては、全ての人が当事者となる。食の安全が「売り渡される」のであれば、それを「買い戻す」ことができるのは一人ひとりの消費者である。本書における「それぞれの地域から自分たちの生活を自分たちの手で守ることができる」という提言はそのための重要な指針を示すものである。